

富士市告示第 157 号

次の書類については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）第6条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は富士市役所保健部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年8月14日

富士市長 金指 祐樹

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称	送達事項
相場 香苗 ほか92人	令和8年度 国民健康保険税納税通知書	別紙のとおり
加藤 健 ほか5人	令和8年度 国民健康保険税納税通知書兼 特別徴収開始通知	別紙のとおり
BUENO IAN CHRISTOPHER	令和8年度 国民健康保険税納税通知書 （令和7年度分）	別紙のとおり

（注）上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

送達事項

書類の名称 令和8年度 国民健康保険税納税通知書
送達を受けるべき者 下記のとおり

氏 名
相場 香苗
青木 義成
秋山 和弘
阿南 梧美
伊賀 初江
池野 翔子
石川 成雄
石川 卓正
磯野 美佳
市村 真一
稲葉 わこ
今城 智暉
岩館 洋祐
上原 初美
漆畑 健
WANG CHUANLEI
大田 誠一

(注) 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

岡部 真人
小川 暁敏
小川 夏樹
小澤 淳
甲斐 慎太郎
影山 浩子
加藤 義之
鎌田 桃花
川崎 暢久
木下 さやか
清野 欣孝
NGUYEN ANH TU
NGUYEN CHU CHI KHA
GURUNG SAMIR
後藤 琥太
後藤 拓也
後藤 利矢子
小西 衿香
KOWATA CELINA AIKO
斉 学芝

(注) 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

櫻井 伸一
佐野 五子
佐野 忠大
佐野 めぐみ
清水 和磨
杉山 卓弥
鈴木 聡子
鈴木 哲美
鈴木 健志
鈴木 文明
鈴木 ミヤ
須藤 隆成
關 健太
芹澤 香音
高木 葵
瀧井 康太
滝口 晶菜
竹内 和夫
陳 秋宇
JANG JONGWON

(注) 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

露木 実
TOGE GERVASIO
豊川 崇利
鳥居 竜二
TOLOSA BONORA ANTONIO
中司 咲良
中西 理恵
中道 真一郎
中村 駿太
中山 太志
成田 知隆
西川 正敏
西野 進
萩原 紀子
橋本 千代美
馬場 昭敏
平石 孝志
星野 裕
蒔田 美枝
増田 敦宏

(注) 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

増田 和夫
MALLAWA ARACHCHIGE PASINDI MALMI AHINSA
宮田 ユカ
望月 紀男
望月 春輝
本橋 黎樹
矢野 勝久
山口 秀一
山口 優人
山根 教之
山本 輝秋
米山 詩識
RATHNAYAKA MUDIYANSEGE BANDUWARNA SOMASIRI RATHNA
渡邊 綾乃
渡邊 橘平
WATANABE MARCELO

(注) 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

送達事項

書類の名称 令和8年度 国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始通知
送達を受けるべき者 下記のとおり

氏 名
加藤 健
清野 欣孝
日向 勝久
深澤 一穂
渡邊 恵司
渡邊 秀也

(注) 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

送達事項

書類の名称 令和8年度 国民健康保険税納税通知書（令和7年度分）

送達を受けるべき者 下記のとおり

氏 名
BUENO IAN CHRISTOPHER

（注）上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。